

女性現実研究所 資料『女性現実物語』

性観念・性倫理調査研究報告コホート (ゾーン)

日本女性の「性」世界

性器等の身体部位をめぐる日本国民の性観念の考察

まるで物語のような女性の現実に寄せて

初版：2003年11月5日

最終更新：2019年9月29日

～ 著者 ～

◆女性現実研究所 代表スタッフ (代表ウォッチャー、男女)

～ 編者 (女性からのご相談、ご投稿、情報提供の受付および本著の編集) ～

◆女性現実研究所 幹部女性スタッフ (幹部女性ウォッチャー) 一同

～ ご協力者 (代表および幹部女性スタッフ一同より厚く御礼申し上げます) ～

◆女性現実研究所 一般女性スタッフ (一般女性ウォッチャー) の皆様

(社会人女性スタッフ、主婦スタッフ、女子大学生スタッフ、女子高校生スタッフ)

◆女性現実研究所にご相談、ご投稿、情報提供して下さった全ての女性の皆様

(本著では、女性ご本人から公表のご希望やご許可を頂いた事例のみを取り上げておりますが、全ての女性にメール返信や面談などの個別対応を行っております。)

目次

1. 性被害、性依存、性症状を抱えて生きる女性たちとの交流史
 - 1) 女性たちからのご相談の殺到
 - 2) 女という生き物
 - 3) 女性の我欲と集団本能の本質である子宮 (ヒステリア)
2. 日本男性が作り上げた戦後の日本女性の「性」世界
「わいせつ」、「ひわい」、「みだら」、「淫行」、「いかがわしい行為」
 - 1) 女子高校生たちの素朴な疑問
 - 2) 「わいせつ」概念の独自性
 - 3) 「わいせつ」と「ひわい」、「みだら」、「淫行」、「いかがわしい行為」との関係
 - 4) 日本法・条例における「わいせつ」性などの規定と女性の身体部位ごとの判例
 - 5) 改正児童ポルノ禁止法の施行 (児童ポルノ単純所持罪の新設) と、自分自身が被写体である児童ポルノを性被害の証拠として所持する女性たちの不安
3. 海外の性観念
 - 1) アメリカ合衆国の連邦法および州法と、
欧州連合および欧州各国 (英米法と大陸法の両方) における
「Obscenity」(日本法の「わいせつ」、「みだら」、「ひわい」の一部ずつが類似概念)
の平均的解釈
 - 2) オランダ女性の性観念
4. 女体の歴史
 - 1) 神道における性的儀式の再現
 - 2) 女性のスカトロロジーと日本の神々
 - 3) インド・ヨーガ、チャクラサークルでのヌードやマスターベーション
 - 4) 裸族 (原住民、Tribe) の歴史と自分たちの「恥」について
 - 5) ヨシダ ナギ
 - 6) ウェスターマーク効果

1. 性被害、性依存、性症状を抱えて生きる女性たちとの交流史

1) 女性たちからのご相談の殺到

私たちが様々な女性の皆様から、性被害、性依存、性症状や、それに伴う実際の性生活や性意識、ひいては人生全般についての相談や告白を受けるようになったのは、2003 年前後からのことである。家庭や学校における性についての悩み苦しみを持つ女子大学生・女子高校生、セクハラや強制わいせつ、強制的性交等の被害に遭って学校や職場に行けなくなった女性もいれば、自らの性器・肉体の寂しさを訴える独り暮らしの独身女性、思想・宗教団体に所属して特異な性行動を満喫する女性たちまで、実に様々である。

私たちのもとに性（性欲、性観念、性被害、性依存、性症状など全て）や人生に関するご相談をお寄せになった女性の数は、数え方によって全く変わってくるが（後述）、延べ数百～数千人。ご相談件数も延べ数千件ほど。年齢層は、10 代～30 代が最多だが、その他のあらゆる年齢層の女性が含まれる。

女現研は事実上、現在の最高代表の男性が創設した組織である。当初、女性からの性に関する数百件の相談が最高代表に集中していたが、その相談受付や回答を私たち女性に分散するために、創設された。

それにしても、私たちのように、長年にわたり私たち人間・女性の悲哀をサイト上で語っているだけで、こちらから何もはたらきかけていないにもかかわらず、これだけの女性からご相談を受け、面談を求められ、女子シェアハウスに特別に呼ばれ、ハウスの生活のプロデュースをも任されるようになった組織も珍しいと思う。だから、「ご相談をお寄せ下さった」などと私たち本位の気持ち悪い自己中心的な書き方はせず、女性たちの側の自由意志・自由行動であることを示すために「ご相談をお寄せになった」という書き方をしてみた。

しかし、あまり大きな違いは出ず、かえって不自然な気もする。「ご相談をお寄せ下さった」という書きの方が女性への深い感謝に満ち、「ご相談をお寄せになった」という書きの方が女性を突き放した放任的な響きがする。

こんな言葉遣いの細工は、やはり無意味かもしれない。放任的な書き方をしようとするのは、私たちの力ではどうにも解決できなかったご相談を自分でごまかすための策にすぎないのだ。やはり、どの女性たちも、私たちに「ご相談をお寄せ下さった」のだ。

2) 女という生き物

性被害女性だけを取り上げても、私たちはこれまでの人生の中で、およそ 120 名のレイプ被害女性をはじめとして、その他、強制わいせつ被害から痴漢被害に至るまで、様々な性被害を受けたおよそ数千名の女性と交流してきた。しかし、それらの女性全員が自らを

被害者だと主張しているという感想は、おそらくはこのような女性たちに会ったことのない人たちの思い込みである。女性の本音を見ずに活動してしまっている NPO や人権団体、弁護士などに、その思い込みの傾向が見られる。

私たちは、このような女性たちのうちおよそ 1 割を占める女性たちに、とりわけ興味を抱いてきた。「レイプされてよかった、性の喜びに目覚めた」と歓喜する女性、教祖の一夫多妻制に喜んで賛同し妻となっていた女性、女性器の公有思想に感銘を受けて他の人の夫たちに抱かれる女性たち、おびたしい数の素人 AV 女優たち、援助交際・売春に明け暮れる小学校教諭や旅館の女中、飲食店店員、女子高校生・中学生など。私たちが性被害、性依存、性症状を全てひっくるめて扱う理由はそこにある。男性視点だけでも女性視点だけでもなく、女性の相談や告白をしっかりと吟味し取り入れて書く、ということに徹するべきだと考えている。

ところで、この著作の文章は全て私たちが書いているが、女性たちからの報告の引用も多々含まれている。私たちのもとにはウォッチャーと呼ばれる多くの女性スタッフがあり、私たちはこれらの女性たちからの報告をまとめる責任も負っている。これらの女性たちは、女現研の秘密探偵スタッフである。

かつて(とは言っても、最近のこと、最高代表や代表女性スタッフが 30 歳手前の頃だが)、これらの独身女性たちの中には、最高代表や年長女性を家長とするユートピアを作ろうとした女性たちもいた。普段は、女性たちは各個室に居住し、食事や団欒などの際には共用スペースに出てきて過ごし、また、いつでも好きな時に家長室にいる最高代表や年長女性、私たちのもとに相談に行くことができるという、かなり盲目的・妄信的な単身女子ユートピア構想である。

私たちは、新宗教ウォッチャー(マニア)だけあって、彼女たちの脳のはたらきが新宗教に入信する女性たちのそれぞれのものだとすぐに理解することができたから、ともかく断り続けた。但し、全てを無視したわけではなく、あくまでも人間心理についての学問的な議論は続けた。

例えば、もし最高代表男性がイエスの方舟の千石剛賢のような男だったらどうするのだろうか、たちまち男が女性たちの構想を利用してハーレムを形成してしまうだろうと、逆に私たちの方が女性たちを心配したわけだ。しかし実は、そのような女性心理の成り立ち(今私たちが述べたような心配の論理などが冷静な学問としては自力で分からない有機体・生体であるという点)をそのまま女性の根本的性質と見ることの方が、かえって女性への尊重になることを、私たちは知った。知ったというよりは、以前からずっとそのことを論じていたがために、女性たちが私たちのもとを訪れたというほかない。

先のユートピア構想のうち、健全な部分だけは、現在も継続されており、詳しくは思想・宗教団体の項目内で述べているから、参照されたい。

それにしても、今の女性たちは元気である。男性が創設した組織のスタッフである私たちに対して、家庭や学校、宗教団体の内部から性についての活動内容を報告してくるの

である。自分の脳は相変わらずその家庭や学校、団体の思想に染まっていながら、外の世界（つまりは一般の日本国民のいる社会）にいる男性や多くの性被害女性などと連絡を持ちたいという欲求が、女性たちの側にもかろうじてあることが窺い知れる。非常に面白い。

3) 女性の我欲と集団本能の本質である子宮（ヒステリア）

泣きわめく女性のことをよく「ヒステリーを起こしている」などと言うが、これは現在の精神病理学上では転換性障害のほぼ全部と解離性障害の一部の総称であると定義できる。身体化を主眼に置けば、身体化障害・身体表現性障害であると見ることもできる。今現在は、全て女性の脳（脳内の神経伝達物質や微弱電流）の暴走であると説明され、昔の巫女の古代魔術的なヒステリーと違って、人に自分を分かって欲しいが理解されないという不平不満を大いに含んでいるものである。私たちとて、医学的文脈においてはこれを否定するものではない。

しかしながら、「ヒステリー」とは古代ギリシャ語の「ヒステリア」に由来する。これは「子宮」という意味だ。女が自らのヴァギナから陰唇までをラッパのように使って子宮で叫ぶことを「ヒステリー」というのである。

先ほど、今の女性たちは元気であると書いたが、本当は子宮・女性器が元気であると書くのが正しいのだろう。もっと言えば、性欲を発出している女性たちの脳のはたらきが、どうも時代と共に強固になっているようなのである。しかも、今は少子高齢化社会や晩婚化社会であることを踏まえると、それは妊娠・出産の意欲があるという意味ではなく、それらとは切り離された女性の性欲が旺盛であり、その分だけ性被害や性依存、性症状の種類も極めて豊富になっている、というほかない。

換言すれば、昨今は、女性の性が社会や男性によって弄ばれセクハラやパワハラが横行していることと、自分自身の性欲を発散する場がないことの、両方に不満である女性がかかり増えてきている。

女の感情や思考は、脳にはなく、子宮・性器にある。私たちはこれを信じているが、現代の世相・時代性から言って、女性差別的な価値観と思われるだろう。だが私たちは、そのような世相・時代性には与しない。

男の仕事は、女が頭でやっていないこと（人を愛することから、前述のようなカルト的妄信に至るまで、あらゆる「ヒステリア」行動）を、いちいち遠回しに（直接経験できない領域にもかかわらず）、頭で追い回して解説することである。自分はこうありたい、こうしたいという我欲を持っていながら、極めて危険な信仰心をもって戯れたがる集団本能を持つ女性の姿を、わざわざ論じることである。

要するに、女性とは性そのものであり、男性とは性の語り手なのである。女性とは感情そのものであり、存在そのものであり、宇宙そのものである一方で、男性とは感情と存在と宇宙の語り手なのである。世の中に男性の性と女性の性があるとか、男性の感情と女性

の感情があるなどと考えるから、世界解釈・宇宙解釈の全てを誤るのである。

従って、男性自身は感情と存在と宇宙そのものには永遠になれない。その悟り、その諦念、その恬淡こそが女性への最大の敬意であると、私たちは信じている。

私たちが女性の性生活・性活動ウォッチングを行う際に気を遣っていることは、「女性のほうから相談や告白、ネット上での公開希望、何らかの援助要請などがない限り、何ら話題として取り上げない」ということである。

従って、私たち自身の興味本位だけで取り上げた話題は一つも存在しない。全ては女性たちの意志であり、欲望であり、苦闘である。全ては女性器の歓喜と苦悩のありのままの記録である。

2. 日本男性が作り上げた戦後の日本女性の「性」世界

「わいせつ」、「ひわい」、「みだら」、「淫行」、「いかがわしい行為」

1) 女子高校生たちの素朴な疑問

これまでの人生の中で、私たちは一体、何人の女性たちから何件の「性」に関するご相談を受けてきたのだろうか。数え方にもよるが、延べ数百件は少なすぎる。明らかに延べ数千件である。確かな記録はあるため、厳密に一人ずつ（一件ずつ）数え上げることは可能だが、実際にはどう数えるかで人数も件数も変わってくるだろう。

例えば、「レイプされたのですが、頭がパニックになっており、わけが分かりません。助けて下さい」という駆け込み相談は、明らかに性の緊急相談であり、当然数えるべき（対応すべき）事件である。私たちは、雪の中を走って逃げてきたレイプ被害者の20代女性を助けたことがある。

だが、「最近、わたしも性に興味が出てきました。自分もこれから女性になっていくのかと思うと嬉しいです」という女子高生からの相談は、性の相談と言えそうであるし、あるいは、ただ私たちに告げてみたかった感想であるとも取れる。

ともかく、女性たちからのご相談には、一つとして同じものはない。皆それぞれ、真摯に生きるご自分たちの人生を反映したご相談になっている。しかし、こうして文章化するに当たっては、どうしても犯罪類型別や性被害・性依存・性症状の類型別にパターン化しなければならない。

しかし、これら全てのご相談の根幹にあるものを、まずは定義しないと始まらない。例えば、レイプされたと言ったところで、なぜヴァギナへの侵犯のみをそう言い、強制的な口づけをそう言わないのか。前者の被害を受けたのに、ケロッと立ち直って翌朝仕事に出た、驚くべき鉄の精神を持つ女性に会ったことがある。一方で、後者の被害を受けて重度のPTSDに陥った女性にも会ったことがある。この場合、前者のレイプよりも後者の口づ

けのほうを重大犯罪であったと言うべきである。だが、世間、というよりも日本法は、絶対にそれを認めない。そういうルールなのである。

こういった「性」解釈の不可解さ、恐ろしさ、危険性をもろに提供している日本の法律用語に、「わいせつ」なる用語がある。

「わいせつという言葉は、そもそもどんなことをいうのでしょうか？ 私のオナニーは、するたびに秘かにわいせつ行為だと感じられ、喜びとともに、自分でも恥ずかしく思えるのですが、どうして両親の性行為を偶然見てしまった私はわいせつの罪にならないのでしょうか。また、両親の性行為は、娘の私に気まずい雰囲気を与えても（両親は私が気づいたことを知りません）、家の中である限り、わいせつ行為ではないのでしょうか？ また、よく思うのですが、いつも女子高生に痴漢してくる男性に、制服を色っぽく着てわざと近寄ってまた痴漢をさせようとするのは、常識的な倫理のない、わいせつな女性かもしれません。でも、人前で水着になったり、派手な薄着で歌って踊ったりするアイドルは、視聴者全員（日本人 1 億数千万人）が見たいとも言ってないのに、どうして公然わいせつや強制わいせつの罪にならないのでしょうか。」

これは、ある女子高生から寄せられた、大変に意義のあるご質問である。類似のご質問は多く頂いており、私たちは彼女たちの真摯で可愛らしい質問に動機づけられて、これらの女子高生たちに「わいせつ」性を説明するために、後述の表を作成することとなった。

ちなみに、この彼女が挙げている彼女、ご両親、女子高生、アイドルのどの行動も、国家的法益、社会的法益、個人的法益のいずれに対しても罪となる可罰的違法性を有しないために、「わいせつ」性はないと判定される。唯一、痴漢男性の行為のみが可罰的違法性を有することを、過去の判例は示している。

しかし、意外にも、このような日本の法規のいびつさについて、敏感で、疑問を持っている若い女性は多い。

まずは、この「わいせつ」について論説し、女現研の活動の根本的な足固めをしよう。

2) 「わいせつ」概念の独自性

「わいせつ」とは何かと問われたとき、多くの国民は答えることができないだろう。私たちは、多くの日本の男女にこの問いを投げかけてきたが、ほとんど誰も答えることができなかった。

その理由の一つは、もちろん多くの国民が法律や判例を読んだことがなく、知識がないからである。

しかし、もう一つの理由は、法律や判例を読んだ専門家や、それらを生み出してきた国

会議員や警察、検察、裁判官であっても、「わいせつ」の定義が分からないからである。(法令上の扱いは、後述。)

つまりは、「わいせつ」とは、日本人(とりわけ、刑法を定めた当時の知識層の日本人男性)が勝手に定めた目に見えない概念であって、どこにもないと言って過言ではないものだからである。日本法に書かれた「わいせつ」の概念に一致する単語は、世界のどこを探しても存在しない。また、法令用語としてだけでなく、日常語としても、曖昧なまま使われる傾向にある。

そもそも、「セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)」なる概念自体が日本にしか存在しないのであるが(従って、「セクハラ」なる語は和製英語なのであるが)、そのことを言うとき「そうだったのですか」と驚く日本女性が未だに多い。しかし、これは本当は危険な事態である。「セクハラ」とは、日本女性が自分の身体や性の話題について「わいせつ」であると思う点とそうでない点のうち、前者に対して行われる侵犯を(法的にはなく、恣意的に)言ったものにすぎないにもかかわらず、全世界の女性たちが同じ性的な行為を同じように嫌がったり喜んだりするものだと、日本女性が勝手に思い込んでいる証拠でもあるからだ。

今ここに、「我々が何をどうすれば日本法や日本の条例においてわいせつ行為となるのか、ならないのか」を示した表を掲げる。これは、法律の条文や判例、マスメディアの慣習などから導き出した結果である。

日本国にのみ特徴的な部分には、色を付けておいた。この表の下に掲げた、アメリカと欧州の平均表をご覧いただければ、いかに日本の性をめぐる法解釈が独特かがお分かりいただけるだろう。

実は、私たちが先の問いを問うた中でこの表を最も法理論としてよく理解していたのは、アダルトビデオメーカーの人々、AV女優、性風俗業関係者、風俗嬢、JKビジネス・援助交際の経験が豊富な女子高生、ラブホテルの経営者や従業員であった。この表から逸脱したことをすれば罪に問われる可能性があるのだから、当然と言えば当然である。一方で、左派系女性論者、フェミニスト団体の女性幹部、一般の学歴の高いOLや主婦、偏差値の高い女子大生・女子高生は、総じてよく理解していなかった。マスメディアは、「女子高生が知識もないままJKビジネスに手を染めている」と報じているが、実態はこれとは異なる。

しかし例えば、なぜ日本では性器部分だけが修正(不可逆的なモザイクやボカシ)を施されているのか、その根本理由を考えたことがあるだろうか。「そこだけは隠すべき部分だから」というのは何の説明にもなっていない。この「性器修正ルール」を欧米人に聞いてみると、どうしてそんな意味の分からないルールがあるのかと驚かれる。

このルールは、もちろん日本女性には人気である。もし万が一、自らを写した盗撮画像が世に出回っても、加害者側が致し方なく修正を施している場合、性器のみは見られずに済む。これは我が国のルールのみが有する利点である。実際、私たちのもとに寄せられた女性たちからのリベンジポルノに関するご相談を見ても、性器の修正が彼女たちの心の傷

を軽減している例が少なくない。

だが、女性の身体部位のうち、性器だけを修正しなければならないということは、我々日本国民自身が女性のそのパーツだけを特別に卑猥なパーツとして見ているということでもある。では、誰が女性をそのような目で見、そのような特別な道徳を作り上げたのか。知識人男性たちである。女性器の修正とは、男性の性的関心を抑制するためではなく、むしろ鼓舞するために、男性自身が作り上げたルールともいえるのだ。

ちなみに、男性器も同じく修正しなければならないことになっているのではないかという人がいるが、男性器と女性器とを一緒くたに考えることはできない。それは危険な行為でもある。むしろ、男性の陰茎に相当する女性の海綿体組織であるクリトリスは、解剖学上の性器とは定義されないにもかかわらず、修正することが慣例となっているからである。

ならば次に、なぜ性器でないクリトリスまでも修正しなければならないと現代日本人は考えるのか（現代日本女性は実際にクリトリスの露出を「恥ずかしい」と感じるのか）を議論しなければならないことになる。このような大矛盾は、現代の欧米の性観念や、江戸時代や戦前の日本の性観念においては、生じないものである。

だから、被害女性たちがもしこの性器修正ルールを万国共通の常識だと思っているとすれば、その点だけは誤りであることを知らねばならない。このことを知らず、海外のアダルトサイトを見て卒倒しそうになった日本の女性たちは多い。

彼女たちは、「性器は隠さないと恥ずかしい」という自分たちの性観念が、生理的本能ではなく、「性器は隠さなければならないほど卑猥である」とする日本の知識人男性たちの性観念の無意識的追従にすぎないということだけは、知っておかなければならない。

世界中の原住民女性の姿を見れば、性器修正ルールとは、むしろ女性に押しつけてはいけない日本独自のルールであることが分かるばかりである。このルールは、生理的本能ではなく、極めて後天的な学習効果であり、現代文化なのである。また、現在のルールは、日本史上で見ても「日本らしく」ないものである。

むしろ、世界的にこのようなルールがなかったのがかつての日本であり、最近では立場が欧米と逆転している。情操器具（コルセットなど）を着用し、性行為そのものがないようにするなど、性器とそれ以外の身体部位とを厳格に区別していたのは、むしろ西洋であり、特に江戸時代の日本人にはそのような観念が一切なかった。厳密には、戦前と戦後・昭和の初期まではそうであった。

今では、日本人自身が性器、特に女性器を特別に卑猥なものとして見て、法律と条例の改正を繰り返している。他の欧米の先進国では、性器の無修正は不要である一方で、アダルトコンテンツの利用は21歳以上（成人は16歳以上か18歳以上）が基本であり、児童買春や児童ポルノ、児童虐待は厳罰に処せられる。日本は、自らアダルトコンテンツに出演した成人女性の性器にまで修正が必須であるのに、児童買春や児童ポルノ、児童虐待への処罰が極めて甘い。ほとんど放置状態であると言ってよい。親から虐待を受けている児童が、平気で親の元に帰され、死亡するような国である。

私たち女現研自身は、日本においても、自らアダルトコンテンツに出演した女性の性器は無修正でかまわないとする一方（「被害者なき犯罪」の非犯罪化）、リベンジポルノや児童ポルノへの厳罰化（女性が望まない形で女性のポルノを頒布・販売した者への制裁）を進めるべきであると考えます。女現研の幹部女性スタッフは、おおむねこのような性観念を持つ女性たちをお願いしている。

3) 「わいせつ」と「ひわい」、「みだら」、「淫行」、「いかがわしい行為」との関係

さらにややこしいことに、日本の性的な背徳観念を指す用語には、「わいせつ」以外にも「みだら」、「淫行」、「いかがわしい」、「性的いたずら」などがある。それぞれ、以下のよう

◎ 「わいせつ」

刑法用語。

- 「公然わいせつ」という場合には、社会的法益に対する「わいせつ」性をいう。社会・国民に（主に女性の）裸体を卑猥と見る「性的感情」があると想定する。従って、公然わいせつ罪は「性的感情に対する罪」とされる。
- 「わいせつ物頒布等」という場合には、社会的法益に対する「わいせつ」性をいう。社会・国民に（主に女性の）裸体を卑猥と見る「性的感情」があると想定する。従って、わいせつ物頒布等の罪は「性的感情に対する罪」とされる。
- 「強制わいせつ」という場合には、個人的法益（かつては社会的法益）に対する「わいせつ」性をいう。（主に女性の）「性的自由」を奪っていると想定する。従って、強制わいせつ罪は「性的自由に対する罪」とされる。
- 女性器への陰茎の挿入の未遂または既遂は、「強制わいせつ」ではなく「強制性交」（かつては強姦）という。
- 刑法における「強制わいせつ」行為は、判例上、次の青少年保護育成条例の「みだらな性交類似行為」よりも強制性において重く、そうでなければ、可罰的違法性が認められない傾向にある。
- 刑法においては、強制的な性行為の多くは「強制わいせつ」または「強制性交」にあたる。一方、「公然わいせつ」と「わいせつ物頒布等」は、性行為や強制性の有無によらず、（主に女性の）裸体そのものに存すると想定されている卑猥さに対する社会・国民の「性的感情」に付されて生じる法益の侵害である。従って、後者二つは被害者が存在せず、「被害者なき犯罪」を構成する。

◎ 「ひわい」

迷惑防止条例用語。

- 「ひわいな言動」などと呼ばれ、この場合、女性器への陰茎の挿入を伴う性交（「みだらな性交」）、「みだらな性交類似行為」、「淫行」を除く性的言動にしか使われない。「強制わいせつ」と「強制性交」には全く使われない。

◎ 「みだら」

各自治体の青少年保護育成条例用語。

- 「みだら」は、「みだらな性交または性交類似行為」とあるように、日本語上は全ての性行為を指すものと考えられる。
- しかし判例上、「みだらな行為」という場合には、女性器への陰茎の挿入を伴う性交（「性交」と刑法の「強制性交」の両方）をいい、これを伴わない「わいせつな行為」と区別される。
- 同条例またはこれを参考にしたマスコミ用語においても、「みだらな行為」は「わいせつな行為」よりも重いものを指し、やはり「性交」のある性行為は「わいせつな行為」ではなく、「みだらな行為」とされる。

◎ 「淫行」

児童福祉法、淫行条例、刑法用語。

- 「淫行」は、主に児童に対する性行為全般をいう。
- 女性器への陰茎の挿入を伴う性行為（「性交」、刑法の「強制性交」、青少年保護育成条例の「みだらな性交」に相当する行為）と、女性器への陰茎の挿入を伴わない性行為（「性交」以外、刑法の「強制わいせつ」、青少年保護育成条例の「みだらな性交類似行為」に相当する行為）との区別はない。
- 刑法用語でもあるが、刑法の「淫行勧誘」は必ずしも児童福祉法、淫行条例の「淫行」の勧誘を意味しない。

◎ 「いかがわしい行為」、「性的いたずら」など

- 主にマスコミ用語である。

さらに詳しい解説は、実際に性被害女性の映像・写真の分類（撮影内容、撮影そのもの、被写体女性の要望・許可の有無、撮影場所・人数についての分類）を行う際に用いている分類作業マニュアル（別途掲載）をご覧ください。マニュアルには、法や条例に基づく整然とした分類方法と可罰的違法性の検証方法を記載している。

4) 日本法・条例における「わいせつ」性などの規定と女性の身体部位ごとの判例

以下に、日本法・条例が実際の刑事・民事裁判においてどのように解釈されているかを、女性の身体パーツごとに表で示した。判例と一般国民側の慣習・意識（とりわけ、一般女性、テレビ局、アダルトビデオメーカー、AV女優、性風俗業関係者、風俗嬢など）とに大きな違いがある場合は、コメントを記した。

法・条例の規定が欧米や他のアジア圏と大幅に異なる項目は、色付きで示した。

女性の身体部位	基本的に法律・条例上や医学上の性器であるか否か	自ら不特定多数の者に見せることが「性的感情に対する罪（社会的法益に対する罪）」の「わいせつ」に問われるか否か 【代表条文】公然わいせつ罪（刑法174条）	映像・画像媒体に無修正（非可逆的なモザイクやボカシ無し）で映ることが「わいせつ」か否か （NHK・民法テレビからAVまでを含む） 【代表条文】わいせつ物頒布罪、わいせつ物販売罪、わいせつ物陳列罪、販売目的わいせつ物所持罪（刑法第175条）	意図的な接触などが「性的自由に対する罪（個人的法益に対する罪）」の「わいせつ」に問われるか否か 【代表条文】強制わいせつ罪等（刑法176条）、強制性交等罪（刑法第177条）	意図的な接触の対象が児童の（と思われる）場合 【代表条文】淫行勧誘罪（刑法第182条）、児童福祉法、淫行条例、青少年保護育成条例	被写体やイラストが（実在しない）児童の（と思われる）場合 【代表条文】児童ポルノ法（「衣服の全部または一部を着けない児童の姿態で性欲を興奮させるものの姿態」に該当するあらゆる媒体の単純所持を含む）
陰毛	性器でない	時にわいせつだが、みだらでない	昭和の一時期までわいせつ、現在はわいせつでない	時にわいせつでない （体毛への接触は皮膚への到達でないため、強制わいせつとならない場合あり）	わいせつで、みだらで、淫行	児童ポルノ
大陰唇	(外)性器	多くはわいせつだが、みだらでない	わいせつだが、みだらでない	わいせつで、みだら	わいせつで、みだらで、淫行	児童ポルノ
小陰唇	(外)性器	多くはわいせつだが、みだらでない	わいせつだが、みだらでない	わいせつで、みだら	わいせつで、みだらで、淫行	児童ポルノ
陰裂、ヴァギナ前庭	(外)性器	必ずわいせつだが、みだらでない	わいせつだが、みだらでない	わいせつで、みだら	わいせつで、みだらで、淫行	児童ポルノ

ヴァギナ	(内)性器	必ずわいせつだが、みだらでない	わいせつだが、みだらでない (医療サイトであっても、わいせつ物頒布罪となり得る。)	侵害行為は、わいせつではなく、みだらとされ、刑法では強制わいせつでなく強制性交等罪の適用となる	みだらで、淫行	児童ポルノ
尿道	性器でない	多くはわいせつだが、みだらでない	わいせつだが、みだらでない	わいせつで、みだら	わいせつで、みだらで、淫行	児童ポルノ
クリトリス	性器でない	必ずわいせつだが、みだらでない	わいせつだが、みだらでない	わいせつで、みだら	わいせつで、みだらで、淫行	児童ポルノ
スキーン腺	(内)性器	これのみを見せること(わいせつでない)が難しく、多くはわいせつだが、みだらでない	これのみを映したものは、わいせつでもみだらでもない	わいせつで、みだら	わいせつで、みだらで、淫行	児童ポルノ
バルトリン腺	(内)性器	これのみを見せること(わいせつでない)が難しく、多くはわいせつだが、みだらでない	これのみを映したものは、わいせつでもみだらでもない	わいせつで、みだら	わいせつで、みだらで、淫行	児童ポルノ
卵巣、子宮	(内)性器	わいせつでもみだらでもない	わいせつでもみだらでもない	侵害行為は、わいせつではなく、みだらとされ、刑法では強制わいせつでなく強制性交等罪の適用となる	みだらで、淫行	児童ポルノ
会陰(蟻の門渡り)	性器でない	わいせつでもみだらでもない	わいせつでもみだらでもない	わいせつで、みだら	わいせつで、みだらで、淫行	児童ポルノ
肛門	性器でない	わいせつでもみだらでもない (わいせつでみだらであり恥ずかしいとする多くの日	わいせつでもみだらでもない (温泉番組などで肛門実写の例多数あり。わいせつでみだらであり恥ずか	わいせつで、みだら	わいせつで、みだらで、淫行	児童ポルノ

		本女性の意識と、 実際の判例が解離 している。)	しいとする多くの日本女 性の意識と、実際の判例 が解離している。)			
尻、しり (軽犯 罪法)、 臀部	性器で ない	わいせつでもみだ らでもないが、公 衆に「けん悪の情」 を催させるとして 軽犯罪法違反	わいせつでもみだらでも ない (女優や女性タレント、 アイドルの通常の服装や 水着において露出が見ら れる。)	わいせつで、みだ ら	わいせつで、 みだらで、淫 行	児童ポルノとされう る
腿、もも (軽犯 罪法)、 大腿部	性器で ない	わいせつでもみだ らでもないが、公 衆に「けん悪の情」 を催させるとして 軽犯罪法違反	わいせつでもみだらでも ない (女優や女性タレント、 アイドルの通常の服装や 水着において露出が見ら れる。)	わいせつで、みだ ら	わいせつで、 みだらで、淫 行	児童ポルノとされう る
乳頭	性器で ない	女性のみわいせつ でみだら (公園、海水浴場、 水泳やボクシング などのスポーツ会 場といった公共の 場での男性の上半 身の裸は、判例上 わいせつとされ ず、男女の扱いに 差がある。)	わいせつでもみだらでも ない (現在も実写の例多数あ り。但し、深夜番組、有 料番組に限られるよう になった。)	わいせつで、みだ ら	わいせつで、 みだらで、淫 行	児童ポルノ
乳輪	性器で ない	女性のみわいせつ でみだらだが、両 性ともわいせつで もみだらでもない ことを示す判例も あり	わいせつでもみだらでも ない (現在も実写の例多数あ り。但し、深夜番組、有 料番組に限られるよう になった。)	わいせつで、みだ ら	わいせつで、 みだらで、淫 行	児童ポルノ
乳房	性器で ない	わいせつでもみだ らでもない	わいせつでもみだらでも ない (女優や女性タレント、 アイドルの通常の服装や	わいせつで、みだ ら	わいせつで、 みだらで、淫 行	児童ポルノ

			水着において露出が見られる。)			
排泄物・体液 (唾液・尿・糞便・汗・経血など)	性器でない	わいせつでもみだらでもない	わいせつでもみだらでもない	わいせつで、みだら	わいせつで、みだらで、淫行	児童ポルノ
副性器、副乳など、先天的に生じた別の性器等	性器でない	わいせつでもみだらでもない	わいせつでもみだらでもない (副乳を映して見せる女性タレントがいるなど、女性自身が副性器・副乳に感じる恥ずかしさにも、主性器・主乳に感じる大きな恥ずかしさとの間に差が見られる。)	国内の判例がなく、わいせつでもみだらでもないか	国内の判例がなく、わいせつでもみだらでもないか	児童の实在・非实在(創作物)、衣服の着脱状態を問わず、性的奇形を描いた創作物はわいせつで児ポ法違反に問えるようになった。
以上の身体部位以外の部位が目視できる状態	性器でない	わいせつでもみだらでもない	わいせつでもみだらでもない	部位によりわいせつでみだら	部位によりわいせつで、みだらで、淫行	児童の实在・非实在(創作物)、衣服の着脱状態を問わず、わいせつで児ポ法違反に問えるようになった。

5) 改正児童ポルノ禁止法の施行(児童ポルノ単純所持罪の新設)と、自分自身が被写体である児童ポルノを性被害の証拠として所持する女性たちの不安

性犯罪調査研究報告コホートへ移動しました。

3. 海外の性観念

1) アメリカ合衆国の連邦法および州法と、
 欧州連合および欧州各国（英米法と大陸法の両方）における
 「Obscenity」（日本法の「わいせつ」、「みだら」、「ひわい」の一部ずつが類似概念）
 の平均的解釈

以下に、アメリカ、欧州連合（EU 政府）、欧州各国における「Obscenity」の概念を、日本の「わいせつ」、「みだら」、「ひわい」などの概念の違いを挙げつつ、表で示す。

日本以外のアジア圏（中国、韓国、ヴェトナム、タイ、インド、インドネシアなど）の性観念は、宗教によっても大きく異なっているが、被写体女性の性器の修正・無修正の違いによってその映像・写真のわいせつ性が異なり、判決も異なるのは、やはり日本のみであり、日本の独自性はアジアでも際立っている。次のアメリカ・欧州諸国の解説は、日本を除くアジア各国についても、おおむね当てはまる。

女性 の身 体部 位	法律、医学 における定 義	自ら不特定多数の者 に見せることが 「Obscenity」か否か	映像・画像媒体に 無修正（非可逆的 なモザイクやボカ シ無し）で映るこ とが「Obscenity」 か否か	意図的な接触な どが 「Obscenity」か 否か	意図的な接触の 対象が児童の （と思われる） 場合	被写体やイラストが （実在しない）児童 の（と思われる）場 合
あ ら ゆ る 身 体 部 位	純粋に解剖 学的見地に 立っており、部位ご とに法的見 解があまり 変化しない。	特定の公共施設（キリ スト教関連施設、学 校、病院など）でない ならば、「Obscenity」 でなく、性犯罪以外の 罪となるか、合法であ る。全裸パレード、全 裸サイクリングなど も、通行許可を得るな らば合法。ヌーディズ ム地域で行えば常に 合法。	あらゆる場合で 「Obscenity」で なく、合法である。 （性器が特別に 「Obscenity」な 部位で恥ずかしが らなければならな いとする観念や、 修正・無修正の概 念が存在しない）	「Obscenity」で あり、日本の強 制わいせつ罪等 や強制性交等罪 に類似の犯罪類 型に、日本より も厳しく非親告 罪として問われ る。日本での非 親告罪化は極め て遅かった。	「Obscenity」で あり、日本の児 ポ法よりも厳し い州法などによ って厳罰に処さ れる。	被写体が実在する児 童であるならば 「Obscenity」であ り、日本よりも厳罰。 実在しない児童を描 いたイラストは、 「Obscenity」とは （違法とは）限らず、 表現の自由が優先さ れる。

2) オランダ女性の性観念

欧州の中でも、とりわけ日本とは異なる性観念を持ち、法律も大きく異なる国に、オランダがある。以下に、オランダの法律と性観念の特徴を表で示す。特に特徴的な部分は、濃い色で示す。

女性 の身 体部 位	法律、医学 における定 義	自ら不特定多数の者 に見せることが 「Obscenity」か否か	映像・画像媒体に 無修正（非可逆的 なモザイクやボカ シ無し）で映るこ とが「Obscenity」 か否か	意図的な接触な どが 「Obscenity」か 否か	意図的な接触の 対象が児童の （と思われる） 場合	被写体やイラストが （実在しない）児童 の（と思われる）場 合
あ ら ゆ る 身 体 部 位	純粋に解剖 学的見地に 立っており、部位ご とに法的見 解があまり 変化しな い。	売春ならば（合意の上 ならば）合法。特定の 公共施設（キリスト教 関連施設、学校、病院 など）でないならば、 「Obscenity」でな く、性犯罪以外の罪と なるか、合法である。 全裸パレード、全裸サ イクリングなども、通 行許可を得るならば 合法。ヌーディズム地 域で行えば常に合法。	あらゆる場合で 「Obscenity」で なく、合法である。 （性器が特別に 「Obscenity」な 部位で恥ずかしが らなければならない とする観念や、 修正・無修正の概 念が存在しない）	売春ならば（合 意の上ならば） 合法。運転免許 教習所、芸芸教 室、語学教室な どで、教師側が 生徒に買春を持 ちかけるのは合 法（本来得られ る謝礼を辞退し てまで代替の方 法を提案してい るため）。逆に、 生徒側が教師に 売春を持ちかけ るのは違法（支 払い義務のある 謝礼を肉体で代 用しようとして いるため）。	「Obscenity」で あり、日本の児 ポ法よりも厳し い州法などによ って厳罰に処さ れる。	被写体が実在する児 童であるならば 「Obscenity」であ り、日本よりも厳罰。 実在しない児童を描 いたイラストは、 「Obscenity」とは （違法とは）限らず、 表現の自由が優先さ れる。

以下に、上記の各表についての解説を記す。

- 本来、日本の「わいせつ」性の概念も、条文上は、「わいせつ物頒布等」を除く社会的法益に対する罪、個人的法益に対する罪、児童ポルノ法の規定のいずれにおいても、性器等の露出の程度とは無関係である。「わいせつ」性の定義に性器等の露出を関連づけた条文は、厳密には存在しない。

その代表例が目撃者なき公然わいせつで、たとえ公共の場で性器を露出し、そのことが映像・写真などから明らかであっても、これを目撃した通行人がいない限り、公然わいせつ罪はまず成立しない。

一方で、殊に「わいせつ物頒布等」については、判例上、性器の写り込みの有無および性器の修正の有無により、頒布等のその瞬間に（閲覧者の有無を問わず）「わいせつ」性が変化する。このような法の運用は、法の条文の語句とはほとんど無関係な（それどころか文脈からも読み取れないような）、マスメディアや警察、教育界・PTA、AV業界、性風俗業界などによる自主的または恣意的なものである。
- 例えば、実在しない児童の着衣状態のマスターベーションを描いたイラストは「わいせつ」で、その単純所持は児ポ法違反であるが（条文上は曖昧だが、運用上は違法）、地上波テレビやAVにおける成人女性の乳頭の露出は「わいせつ」ではなく（地上波で女性の裸体を放映しなくなったのは、自主規制によるもので、放映は違法ではない）、性器の無修正写真は最も「わいせつ」で即時に可罰的違法性を有し（海外では考えられない現代日本の価値観）、公園など公共の場における授乳中の成人女性の乳頭の露出は「わいせつ」で（江戸時代には考えられなかった現代日本の価値観）、性器の修正写真はあまり「わいせつ」でなく、男性の胸の露出はあらゆる場合で「わいせつ」でない。この不可解な「わいせつ」定義の混用は、チャタレー事件や四畳半襖の下張事件といった事件以来、根本的な改善が見られない。
- 日本法（の解釈）においては、公共の場や映像におけるヴァギナや陰裂の提示は無条件に社会的法益を侵す行為であるとされ、これはその身体部位の保持者が望んだ行為かそうでない行為かに関係であるが、多くの場合、可罰的な違法性とは見なされない。社会的法益のためには成人個人の性行動にある程度介入すべきと考える一方、児童への性行動は社会的法益を侵さないならば個人的法益を侵しているかどうかを判定しない傾向にある。
- アメリカおよび欧州の法律（の解釈）においては、ヌードが許可された公共の場や映像におけるヴァギナや陰裂の提示は、その身体部位の保持者が自ら行った行為である限り合法であって、一方でそうでない場合（意思表示の能力が未熟である児童が意思表示できない場合を含む）、社会的法益と個人的法益の双方を侵すと見なしている。成人の性行動は当該個人の責任に帰すべきと考える一方、児童への性行動は社会の治安と児童

の安全の双方を直ちに脅かすと見る。

- 「わいせつ」と「みだら」の各概念の領分（男性器の女性器への挿入の有無）は、立法府・自治体ではなく、司法とマスメディアが主導して定めたにすぎない慣例だが、昨今は、世論やマスメディアの用例に裁判の判決・判例のほうが引きずられることがある。
- 一般国民が、自らの性行動や性的創作物などが犯罪や条例違反に当たらないか否かを確認するには、「全国版の地上波テレビで放映され、刑法犯や条例違反とならなかったものは合法である」という点で判断するほかない。判例は、参考にするには解釈の揺れが甚だしく、判例ごとの「わいせつ」定義の揺れを細かに研究しなければならない。
- 日本においては、女性の身体部位のうち、ヴァギナとそれ以外の部位との扱いに著しい差がある。不特定多数の者にヴァギナを見せること、ヴァギナを無修正で放映すること、ヴァギナを犯すことは、ほとんどいかなる場合でも「わいせつ」または「みだら」であるが、肛門や乳頭はそうではない。

肛門については、近傍の性器が同一の視界・画面上で露出していない限りは、公然わいせつやわいせつ物頒布等の罪が適用されていない。一方、肛門の侵害は「強制わいせつ」行為となる可能性があり、その場合、個人的法益に対する罪としての同罪に問われる。

乳頭については、前述の通り、女性のそれのみが公衆の性的感情を害するものと解されており、公共の場での母親の授乳までもが問題視される一方で、男子スポーツ選手の乳頭の露出などは全く問題とならない。この傾向は欧米諸国よりも顕著である。日本には、女性が半裸や全裸で行う公のスポーツは存在しない。

肛門については、日本では多くの女性が、その露出に「わいせつ」性がある「恥ずかしい」と考えると回答することから、その性観念と実際の判例との間に解離がある。一方、乳頭については、自ら露出して地上波テレビなどに登場する女性も少なくなく、日本女性の心理においては、肛門と乳頭の露出について感じる「恥ずかしさ」の観念に有意な差があることが窺える。しかし、無修正の肛門は判例上、児童ポルノを除き、ほとんどの場合で「わいせつ」とはされない。

- クリトリスと尿道は、性器とはされないにもかかわらず、公共の場での露出や映像での露出（社会的法益に対する罪）、性的目的での接触（個人的法益に対する罪）、児童ポルノ法の規定のいずれにおいても「わいせつ」性が成立すると解されている。

しかし、同じく性器でない臍、脇、髪などについては、著しい強制性が認められない場合、多くの判例で「わいせつ」でないと解されている。

- 日本においては、過去の判例は、社会的法益に対する罪（公然わいせつなど）が女性において成立するためには、ヴァギナや陰裂を当該女性と同一空間にいて目視できた親族以外の者の人数が関係することを示唆している。テレビなどで乳頭だけを露出した場合、自宅のバスルームで大家族が一緒に入浴した場合、ヴァギナや陰裂を一人や数人の男性（夫やパートナーや赤の他人）に提示した場合は、いずれも公然わいせつ罪が適用

されていない。

一方で、性交の有無や衣服の着脱にかかわらず、乱交パーティーに参加した者が不特定多数いた場合は、ヴァギナや陰裂を提示したならば、当該女性にも参加者らにも公然わいせつ罪が適用されている。

社会的法益に対する罪（公然わいせつなど）が男性において成立するためには、公共の場で露出した陰茎を一人の女性が目視するだけで足りる。にもかかわらず、男性の胸・上半身の露出はあらゆる場合で「公然わいせつ」とは見なされない。

参考文献

総務省 犯罪白書

http://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html

4. 女体の歴史

1) 神道における性的儀式の再現

私たちのシェアハウスでは、『日本巫女史』（中山太郎）などを参考に、古代日本の巫女による性的儀式を模した劇を演じてみるなど、神話と女体の関係を芸術の形で実践している。多くは、性器を用いた儀式であり、マスターベーションの延長として練習すれば、或る程度は古代に近いものを再現できる。

2) 女性のスカトロロジーと日本の神々

ただし、古代日本の神道には、現代では単なる女性のスカトロロジー、異常性癖としか見えないだろうさまざまな重要儀式があった。先の『日本巫女史』にも、実際には性器だけでなく、糞尿を用いた儀式など、到底現代において簡単には実践できない儀式が多々書かれている。これらは一般女性も行っていたが、多くは巫女たちが行っていた。

類似の儀式、いわばスカトロロジー・イニシエーションの精神は、別途解説した一燈園のトイレ掃除や懺悔思想など、新宗教の形で現代に受け継がれていると言えるが、その姿は古代とは決して同じものではない。

私たち女現研は、古代巫女の（主に神々を対象とした）スカトロロジー・イニシエーションと現代の宗教団体の儀式との違いを研究し、シェアハウスでできない部分やどうしても受け入れられない部分は、私たちも省略、あるいは簡素化した上で、実践している。

3) インド・ヨーガ、チャクラサークルでのヌードやマスターベーション

インド・ヨーガやチャクラサークル、フィットネス、エクササイズにおいても、ヌードやマスターベーションの実践が取り入れられることがある。日本では数少ないが、他のアジア圏、とりわけインドとタイにおいて、ヨーガやタントラ、チャクラの理論を用いたオーガズム体験が実践されている。私たちのシェアハウスでも、これらを実践することがある。

ただし、これらは誤った手法で行うと甚だ危険でもあり、オウム真理教のような極端な神秘体験をも目指すカルト集団も、日本では散見される。

また、女性器そのものをチャクラと呼び、女性器ばかり刺激する手法も見られるが、これにより得られるのは、まさしくヨーガのオーガズムではなく、西洋のマスターベーションのオーガズムである。全身のチャクラにはたらきかけて自然に生じる女性器の興奮こそが、ヨーガのオーガズムである。

私たちも、注意深く研究し、実践していきたい。



《ヌード・ヨーガ》

(この画像は要閲覧申込。)

《オーガズム・フィットネス・ジム》

4) 裸族 (原住民, Tribe) の歴史と自分たちの「恥」について

私たち女現研のように、性被害に遭ったり、性依存に苦しんだり、性症状に悩んだりしている女性の集団であるがために、日本の「わいせつ」概念や「みだら」概念のおかしさに気づく場合もある。けれども、女性本来のごく自然な姿 (裸) で少女のように過ごすことができるのは、当然シェアハウス内、入居女性たちの間だけであり、社会では戦後日本の「わいせつ」概念に従って生きていかなければならないことは知っている。

しかし、私たちが外に出るということは、「女の体が恥ずかしいのではなく、相手の合意を得ない性犯罪や児童虐待こそが恥ずかしいのだ」とする私たちの考え方を、「女の体は元々恥ずかしい」という考え方に切り替えることもであり、内心では抵抗感を覚える。

5) ヨシダ ナギ

そんな中、私たちと同じような価値観・女体思想を持って行動している女性がいる。ヨシダナギさんという写真家だ。女現研の一人がインタビューさせていただいたこともある。

ヨシダナギさんも、私たち同様、女体に恥ずかしさではなく、古代性を見ている女性だ。ただし、ヨシダナギさんのほうがより原理的で、女性に対してだけでなく、男性に対しても、裸を見せることに抵抗がなく、実際にアフリカの裸族との生活では、男性の前でも裸で生活している。乳房を多くの男女に揉まれて大笑いするヨシダナギさんは、もはや日本人でも現地人でもあるのだ。

私たちは、女現研・シェアハウス内で、入居女性どうし・友達どうしで裸を見せ合うことしか、まだできない。まだ、というより、それ以外の行動はできるようになる必要性を感じていない。私たちは、やはり日本で、日本の法律と共に、うまく日本社会と折り合いを付けながら、「裸」で生きていくつもりだ。ほとんどの入居女性が、そう考えている。

その意味では、ヨシダナギさんの行動力には感心せずにいられない。



《TBSの紀行バラエティ番組「クレイジージャーニー」(2015)でのヨシダナギ》

6) ウェスターマーク効果

私たちのシェアハウスには多くの同性愛、レズビアン女性が入居しているが、長年一緒に暮らしていると、女性どうしの間にもウェスターマーク効果が生じてくるのが観察できる。これは、ある程度は予想できていたが、実際に生じてくると、予想以上に驚いてしまう入居女性が多かった。

私たちは、個室や部屋割りを変えるなど、性的興味・性生活・性行動がマンネリ化しないように工夫している。

しかし、ウェスターマーク効果が生じる要因は、異性間でもまだ解明されていない。女性間の効果についても、自分たちでさえ不明な点が多い。